

経 歴 書

令和 年 月 日

事業者名
住 所
代表者名

氏 名			
生年月日 (西 暦)	年 月 日	入社年月日 (西暦) ※1	年 月 日
資 格 要 件 ※2	第7条第2号口	資 格 ※2	10年以上の実務経験
最 終 学 歴 ※3	※公共・民間問わず記入		
実務経験 ※3	実務経験の内容 (工事名)	実務経験 期間(西暦)	
	〇〇邸新築工事	2012年 1月 ～ 2012年 12月	
	<ul style="list-style-type: none">・古い経験から順に記入・実務経験期間は重複しないこと (期間が重複している場合、二重に計算する事はできない)・従事期間が複数の月に渡る場合は、最初の月も含めて計算する (工期が4月～同年8月までの場合は5ヶ月、1月～翌年3月までの場合は15ヶ月)・前の工事終了月を次の工事開始月にしないこと (A工事に1月～同年6月まで従事し、B工事に同年6月～同年12月まで従事した場合は12ヶ月)・記入しきれない場合は適宜用紙を追加すること・10年の実務経験の場合は、120ヶ月以上の期間を記入	2013年 1月 ～ 2013年 12月	
		2014年 1月 ～ 2014年 12月	
		2015年 1月 ～ 2015年 12月	
		2016年 1月 ～ 2016年 12月	
		2017年 1月 ～ 2017年 12月	
		2018年 1月 ～ 2018年 12月	
〇〇物流倉庫新築工事	2019年 1月 ～ 2019年 12月		
〇〇工場改修工事	2020年 1月 ～ 2020年 12月		
合計	2021年 1月 ～ 2021年 12月		
			10年 0月間
<input type="checkbox"/> 現在従事している工事はありません			
<input type="checkbox"/> 現在従事している工事は以下の通りです※4			
工 事 名			

- ・実務経験期間の合計を記入すること
- ・所定の年数を満たしていること
- ・空白期間を算入しないこと

【記入要領、添付書類】

本参考様式は建設業法第26条に基づく適切な技術者の配置の確認を目的としています。必要に応じて一次以降の下請け会社の技術者の配置確認等に利用してください。

※1 専任の主任技術者及び監理技術者（**特例監理技術者、監理技術者補佐を含む**）においては、請負建設業者との恒常的（3ヶ月以上）雇用関係が必要となる。

雇用関係確認可能書類を添付すること。（注意：健康保険証等の交付日にて確認を求める場合は個人情報に該当する項目を消去した写しを提出すること。）

※2 技術者（主任技術者・専門技術者）の要件一覧

第7条第2号イ（指定学科卒業後の実務経験）

第7条第2号ロ（10年以上の実務経験）

第7条第2号ハに定める国家資格・技能検定・実務経験

第15条第2号イ（技術検定・免許）

第15条第2号ロ（第7条第2号イ・ロ・ハ及び一定の実務経験）

第15条第2号ハ（第15条第2号イ・ロと同等以上の能力）

建設業法第7条第2号ハ〔資格等〕に該当する場合は、資格欄に要件を満たす資格を記載し、資格を証明する写しを添付すること。

技術者（監理技術者**及び特例監理技術者**）の要件が建設業法第15条第2号イ、ロ及びハに該当する場合は、資格欄に監理技術者と記載し、監理技術者資格証（表裏両面）及び監理技術者講習修了証の写しを、それぞれ添付すること。

請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）の工事については、営業所の専任技術者と兼務をしていないかの確認を行うため、建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し等を添付すること。

技術者（監理技術者補佐）の要件が建設業法第26条第3項に該当する場合は、資格欄に監理技術者補佐と記載し、建設業法施行令第28条による要件を満たす資格を証明する資料を添付すること。

※3 技術者（主任技術者・専門技術者）の要件が**建設業法第7条第2号イ、ロ〔学歴、実務経験〕**に該当する場合は、**要件を満たす学歴、実務経験を記載**すること。なお、**建設業法第7条第2号ハ〔資格等〕**による配置の場合は最終学歴及び実務経験の記載は記載不要。

建設業法での実務経験は工事に従事した期間であり、合計年数は工事従事期間の積み上げで算出する。

なお、記載欄が不足する場合は、別紙に記載して添付すること。（※必要事項の記入があれば書式は問わない）

※4 いずれかを選択する。請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）の工事については、専任の主任技術者又は監理技術者（**特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合を含む**）が必要。（建設業法第26条第3項及び同法施行令第27条の規定による。）